

## 平和維持活動の軍事的意義に関する考察

磯部 晃 一

目 次	
はじめに	第3章 平和維持活動の軍事的意義
第1章 平和維持活動とは	1 平和維持活動に見る新しい 軍隊の役割
1 いわゆる国連軍とは	2 平和維持活動の特色
2 朝鮮戦争の国連派遣軍	第4章 平和維持活動の実際
3 平和維持活動とは	—シナイ国際監視団の事例を 通じて—
第2章 平和維持活動に対するイメージ	第5章 結 論
1 一般国民の抱くイメージ	
2 幹部自衛官の抱くイメージ	

### はじめに

国連平和維持軍は1988年9月にノーベル平和賞を受賞し、にわかにその活動が世界の注目を集めるようになった。国連としての初めての平和維持活動は、1948年6月、パレスチナに設けられた軍事監視団としての国連休戦監視機構（UNTSO）であった。以来、数々の紆余曲折を経ながら約40年にわたり地域紛争を解決する過程の一つの手段としての平和の維持に貢献してきた。

最近、日本国内においても、「世界に貢献する日本」を外交の目標に掲げるならば、ODAなどによる資金援助のみならず、自衛隊を国連平和維持軍に参加させるべきであるという意見が聞かれるようになってきた。

1988年1月1日付読売新聞の社説「平和の主役をめざす年」における「国際的常識に従おう—自衛隊の国連平和維持活動への参加問題—」また、1989年1月10日付産経新聞におけるオピニオンプラザ15年記念の入選第1位「国連平和維持軍に要員を一侵略には結びつかぬ自衛官派遣—」と題する松本達也氏の論

文等がその例である。

今日までの我が国における平和維持活動に関する研究としては、1960年代から、香西茂京教授らが主に国際法の観点から研究されている。軍事的な観点から平和維持活動を研究した文献では中村好寿、織本一行氏の「平和維持軍の問題点と対策」（『国防』1986年9月号）等<sup>(1)</sup>をあげることができるが、極めて限られている。我が国における平和維持活動の研究は国際政治あるいは国際法の観点からの研究が先行しており、軍事的な側面からの研究は極めて立ち遅れていると言わざるを得ない。

こうした現状認識に基づき、自衛官（軍事専門家）という立場から平和維持活動の軍事的側面に焦点を当てて考察する。この際、自衛隊は平和維持活動に参加すべきであるかどうか、という議論がある。一般論としては国際社会の一員として貢献できるから派遣すべきであるといわれているが、自衛隊として派遣すべきであると言うためには、平和維持活動が自衛隊にとって有益で派遣する価値があるものなのかどうかを、まず最初に明らかにすべきであると考え。したがって、一般に受け止められている軍隊の活動と平和維持活動とどこが異なるのか、また、平和維持活動に対するイメージと実際のどこが異なるのかを考察し、平和維持活動任務に就くことが現代の軍隊とりわけ自衛隊にとってどのような意義があるのかを解明する。そして、最後に派遣に際しては、どのような問題が介在するのかを解明することとする。

### 第1章 平和維持活動とは

最近、新聞紙上の国際欄において国連平和維持軍、平和維持活動あるいは停戦監視団という用語が散見されるようになってきた。こうした活動は、国連による地域紛争解決のための活動であることは容易に推測することができるが、国連創設当初の国連軍、あるいは朝鮮戦争に派遣された国連軍との関係が不明確、曖昧で混同される場合も多いように思われる。ここで、平和維持活動の軍

事的な意義を考察する前に、平和維持活動の用語について明らかにしておきたい。最初に、国連創設当初に編成が計画された国連軍、次に朝鮮戦争に派遣された国連軍について概観し、最後に平和維持活動について定義してみたい。

## 1 いわゆる国連軍とは

国際連合は、その発足に際して過去の国際連盟の教訓を活かし、強制力を有する強力な国連軍創設の必要性を認識していた。その結果、紛争が平和的に解決できない場合については国際連合憲章の第7章「平和に対する脅威、平和の破壊及び侵略行為に関する行動」(第39条～第51条)において軍事的強制行動がとれることを規定した。同第7章第42条から47条までに国連軍の陸、海、空軍の兵力について規定している。

この国連軍の性格を概観すると、

第一に、42条において軍事的強制措置をとることが定められていることである。

第二に、この国連軍の編成については、国連の常備軍を予定したのではなく、安全保障理事会の決定に基づいて必要のあるごとに加盟国軍隊によって臨時的に編成されるものであることである。但し、国連軍の迅速な対応を考慮して、理事会と各加盟国との特別協定により加盟国軍隊による国連軍をあらかじめ準備し安全保障理事会が同軍隊を使用できることを認めている。

第三に、国連軍の指揮・統制については、安全保障理事会にその権限を認め、作戦運用面では五大国の参謀総長からなる軍事参謀委員会を設置して理事会を補佐することに定めていることである。この規定により、五大国の参謀総長からなる軍事参謀委員会が開催され国連軍の組織について協議された。しかし、第2次世界大戦後、米ソの対立が表面化するにつれ、両者の見解の相違は著しくなり、国連憲章に規定された強制力のある国連軍は、実現され<sup>(1)</sup>ることなく“まぼろし”に終わることになるのである。

## 2 朝鮮戦争の国連派遣軍

国連憲章による強制力のある国連軍に替わり、今日まで、国連軍として一般に知られているものとしては、朝鮮戦争における国連派遣軍がある。朝鮮戦争勃発に際して、1950年6月27日、ソ連が中共の代表権問題を巡って理事会出席をボイコットしている間に、安全保障理事会は、「加盟国が武力攻撃を撃退し、かつ、この地域における平和と安全を回復するために必要と思われる援助を韓国に提供すること」を勧告した。さらに、理事会は「理事会の決議に従って、兵力その他の援助を提供する全ての加盟国が、これらの兵力その他の援助を米国の下にある統一司令部に提供すること」を勧告し、かつ、米国に対して「このような軍隊の司令官を任命する」よう要請し統一司令部に国連旗の使用を許可した。これがいわゆる朝鮮戦争時に国連軍が派遣された経緯である。

この朝鮮派遣国連軍は、前述した憲章第43条に基づく国連軍とは発動の形態を異にしている。その特色の第一は、安全保障理事会の勧告決議に基づいて加盟国が自発的に派遣したことである。第二に、指揮系統の面から見ると、国連軍の統一指揮は米国に委ねられ、国連軍総司令官は米国大統領に対して責任を負う関係になっており、国連の直接の指揮下にはなかったことである。第三に、軍隊の構成面から見ると、理事会の勧告に基づき兵力を提供したのは16ヶ国であったが、米軍の占める割合が圧倒的に多く、地上軍の91%、海軍の93%、そして空軍の99%にもものぼっていたことである。これでは国連軍<sup>(2)</sup>と言うより、米軍主力による同盟軍的な色彩が強いと言える。

朝鮮戦争は、大戦後の米ソ冷戦の激化に伴う熱戦の現れであり、そこに派遣された軍隊は、国連軍の衣は着ているが、実際は米国を中核とする同盟軍であり、国連軍として必要な中立・公正という性格は、この派遣軍に見ることとはできない。

### 3 平和維持活動とは

平和維持活動 (Peace Keeping Operations) とは、国際連合広報局が発行している『国連一明日に向かって』によれば、「軍事要員を含んでいるが、強制力を持たず、紛争地域の平和の維持、又は回復を支援するために国際連合が創設した活動」と、定義されている。一般に、軍事行動のみならず、調停、仲裁、緩衝といった非軍事の分野も含めた幅広い活動としてとらえられている。また、平和維持活動には、国連が設ける平和維持軍に限らず1981年5月シナイ半島に派遣された多数国による国際監視団 (MFO) 等も平和維持活動としてとらえることができる。

本論文で言う国連の平和維持軍とは、前述してきた憲章第43条<sup>(3)</sup>関連の特別協定による強制力を持つ国連軍でも、安全保障理事会の勧告決議に基づいて設置されたものの実質的には同盟軍的色彩の強かった朝鮮派遣国連軍でもない、異質のものである。法律的根拠からすれば、国連憲章第40条に基礎を置くものである。即ち、第41条に規定された非軍事的措置及び第42条に規定された軍事的措置をとる前に関係当事者の権利、請求権又は地位を害することなく戦闘状態の悪化を防止するための暫定的措置をとることができる、という規定に依拠しているものである。

平和維持活動は、大きく分けて二つに分類される。それは、“監視団”と“平和維持軍”である。監視団は、通常、加盟国軍隊の将校によって構成され、武器を携行せず、紛争当事国間の停戦状況を監視し、その結果を国連に報告するのが主な任務である。狭義の平和維持軍は、加盟国軍隊の将兵によって構成され、自衛のために必要な軽装備火器を携行して、紛争当事国の間に分け入り、紛争状態を停止、抑制するのが任務である。この二つの活動を総称して広義の平和維持活動と定義されている。本論文では、別段定義しないかぎり広義の意味で平和維持活動という用語を使用する。

平和維持軍が紛争地域において平和裡に活動を行うため、これまでの活動の教訓を活かして、次のような原則が確立されている。その第一は、平和維

持活動には受け入れ国の同意が不可欠であり、通常他の関係当事国の同意も必要であるということである。第二は、内政への不介入の原則である。この重要な原則は、平和維持軍が公正・中立の立場を堅持し、受け入れ国の内政に干渉してはならず、当事国に影響を与える国内紛争の一方の当事者に有利になるように活動してはならないし、影響力を行使してはならないことを指している。第三は、武力行使の範囲の原則である。平和維持活動に従事する者は、決して武力攻撃を仕掛けてはならない。但し、攻撃を受けた場合には、応戦する権利が認められている。応戦の程度は、自衛のために必要な範囲を越えないことが条件である。最後は、行動の自由の原則である。国連平和維持軍は、受け入れ国領土の上空通過権を含めて、その活動地域内で移動の自由を享受し、同地域の立ち入り及び通信に対する十分な便宜がはからねばならない。こうした原則は、1948年に国連平和維持軍が初めて派遣されて以来、約40年の活動の間に確立されてきたものであり、今日においては概ね定着していると言えるであろう。

## 第2章 平和維持活動に対するイメージ

第1章において、平和維持活動とはどういうものか、定義してきたわけであるが、平和維持活動は憲章第43条を根拠とする強制力を有する国連軍ではなく第40条に規定された紛争の悪化を防止するためにとる暫定的措置であることが明らかとなった。本章では、平和維持活動に対して日本国内においてはどのようなイメージをもって認識されているのか、世論調査、新聞論調等から一般国民のイメージを浮き彫りにするとともに幹部自衛官の意識調査から自衛官が平和維持活動に抱いているイメージを明らかにしたい。

### 1 一般国民の抱くイメージ

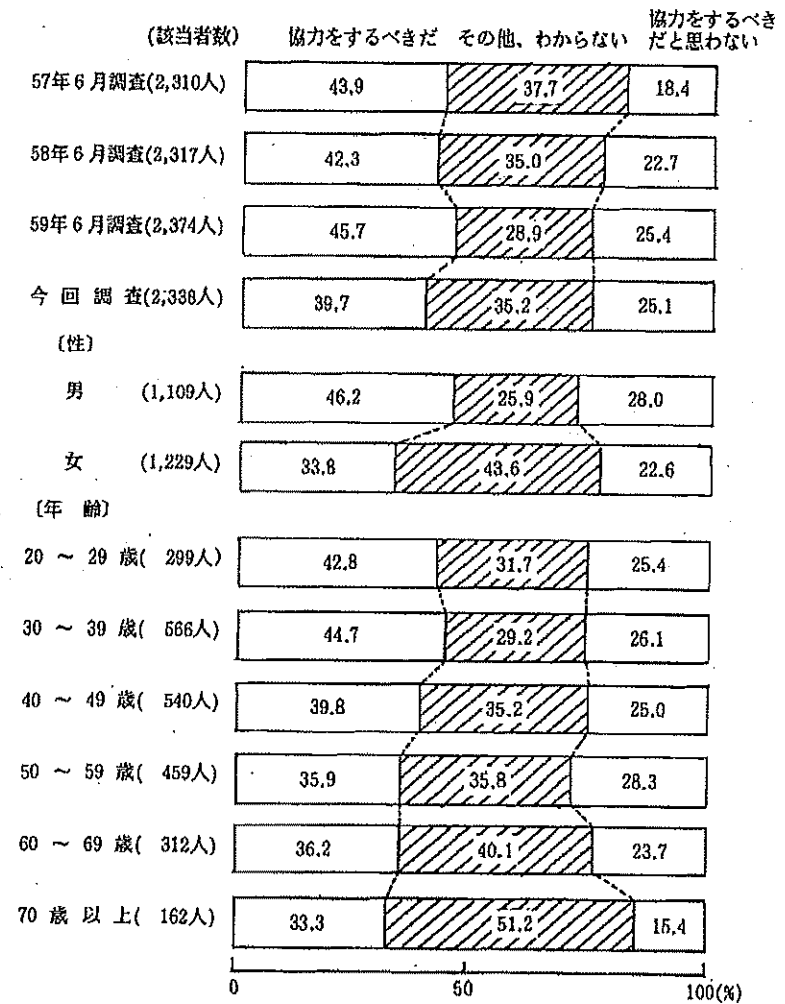
#### (1) 世論調査による分析

平和維持活動のみに関する世論調査は実施されていないが、総理府が毎年『外交』に関する世論調査を実施しており、その中に「国連について」という項目がある。国連の項目が初めて調査されたのが昭和55年で、じ後62年まで8回実施されている。調査内容としては昭和55年から当初の2年間は、「我が国の国際連合に対する協力について」というもので、55年が「現状で十分」(46%)、「もっと協力すべき」(36%)となっており、56年では「もっと協力すべき」(42%)が「現状で十分」(39%)を上回った。これだけの調査結果では平和維持活動に対するイメージはつかめないが、昭和57年の調査から「国連の平和維持活動に対する協力」という新たな項目が加わり、61年まで継続して調査されている。その質問内容は、「国連は、中東・キプロス等の紛争地域に平和維持軍を派遣し、紛争の防止や、休戦、停戦の監視などの活動を行っているが、我が国は国連協力の一環として、国内法上許される範囲で、このような活動に人員の派遣、器材の供与、財政援助など何らかの協力をすべきだと思うか、そうは思わないか」というものである。これまでの調査結果は、表-1の通りである。過去のデータを平均してみると、「協力すべきだ」(42.2%)、「協力すべきだとは思わない」(23.4%)、「その他、わからない」(34.4%)となっている。平和維持活動に協力すべきだという意見が40数%であるのに対し、否定的意見が20数%で、協力すべきだという意見が大きく上回っている。男女別に見ると「協力すべきだ」が男46.2%に対し女33.8%、「協力すべきだとは思わない」が男28.0%に対し女22.6%である。「その他、わからない」が男25.9%に対し女43.6%となっている。

このアンケート調査結果だけから一般国民の平和維持活動に対するイメージを分析することはできないが、一般的に、平和維持活動に対して我が国も協力すべきだという意見が半数弱を占めていることは平和維持活動を通じて積極的に国際社会の平和に貢献すべきであると考えている国民が多いことが明らかである。回答の中で「その他、わからない」と答えたも

国連の平和維持活動に対する協力

表-1



総理府広報室編『月刊 世論調査』(昭和60年10月号)より

のが、男25.9%、女43.6%にもものぼることは、国連、外務省等の平和維持活動に対する広報が十分でないことによるものと思われる。

## (2) 新聞論調による分析

冒頭でも記したように、1988年9月29日国連平和維持軍はノーベル平和賞を受賞した。この受賞に際して、日本の全国紙は10月1日付けの社説でこの問題をとりあげている。読売新聞が「報われた、“戦わぬ兵士”の努力」として社説の第一に、同じく第一の社説に産経新聞が「評価された国連の平和活動」と題して掲載している。他の朝日、毎日、日経が第二の社説に掲載しており、朝日が「国連の平和維持軍と日本」、毎日が「見直された国連の平和努力」、日経が「平和賞と国連の権威回復」と題している。

全紙とも論調の基本は同じで国連平和維持軍の平和賞受賞に対して歓迎の意を表明するとともに国連平和維持軍の活動の概要について紹介している。新聞社の意見が異なるのは、平和維持活動に対する日本の果たすべき役割についてである。資金面での貢献は全紙一致する意見であるが、人員の派遣面で意見が分かれる。以下、各紙の論調を紹介する。

読売新聞は、「……我が国は、国連の平和維持活動に対し、資金と要員（文民）派遣の両面で積極協力することを国際的に公約したが、新たな需要増を控え、要員派遣のためのシステム作りは、全く進んでいない。公約違反を犯さないよう政府の的確な対応を望みたい。」と結んでおり、要員を括弧つきで文民としているが、国際的な公約を実現するためには新たな要員派遣のシステムを推進すべきであると論じている。

毎日新聞は、「私たちは、兵士から事務総長までの労をねぎらうとともに、平和維持活動の終着点は『平和の達成』にあることを改めて強調したい。……また、資金協力ではともかく、人員派遣では全く不十分な我が国の対応との関連で、国連の平和の重要性に国民の注意を喚起したい。」と結んでいる。国連の平和維持活動に対する国民の意識の高揚を促すとともに人員派遣面でのなお一層の協力を主張している。

産経及び日経新聞では、要員派遣について具体的な主張は盛り込まれていない。産経は、「加賀美国連大使は演説の中で「我が国は国連などの平和維持活動に対し、可能な限りの財政的援助をする」と誓約したが、国連の権威の回復を歓迎するとともに、世界から寄せられる平和への熱い期待に日本も大いに貢献してもらいたいものだ。」と結んでいる。同じく日経でも「我が国は、さきの竹下首相の国連軍縮総会演説で「平和のための協力」外交の一環として積極的な政策を打ち出している。国連平和維持軍のノーベル平和賞受賞は、我が国の国連外交にも一層のはずみをつける朗報として歓迎したい。」として、具体的な日本の役割については論調していない。

朝日新聞は、他の4紙と異なり、自衛隊の参加問題まで踏み込んで論じている。以下その内容を引用する。

「ただ、これを機会にいくつか考えておきたいことがある。第1に、平和維持軍の性格をより明確にする必要があるだろう。……第2は、我が国の国連平和維持軍参加の是非についてである。国連の平和維持機能をどう強化するか、日本でも早くから議論されてきた。1983年には、外務省の委嘱を受けた民間の研究会が提言をまとめている。その趣旨は、国連平和維持活動を資金面に限定せず、選挙監視、医療、通信・運輸、警察、兵站、監視・パトロールの諸活動の順で、段階的に参加しようというものだった。われわれは当時、「なぜ、選挙監視や医療活動などに文民を派遣するだけでは足りないのか」として、監視・パトロール活動まで引き受けようとする提言を批判した。このような事情は今も変わっていない。国連平和維持軍の受賞を喜ぶあまり、自衛隊もこれに参加すべきだとする主張があるとすれば、その論調は短絡に過ぎよう。」と、結んでいる。

以上、国連平和維持軍への貢献の在り方について、要員派遣も含めて積極的に貢献すべきであると主張しているのは、読売、毎日であり、要員派遣に絡めて自衛隊の参加の是非について否定的な意見を掲載しているのは

朝日である。産経、日経については、明確な主張は見られなかった。一般に表面的な事象にとらわれて、平和維持活動に歓迎の意を表明し、国連平和維持軍の役割に賞賛を与えているが、我が国が果たすべき役割についてはコンセンサスが得られていないことが明らかとなった。各紙とも紙面の都合はあろうが、平和維持活動について、極めて漠然とした内容しか紹介しておらず、平和維持活動の実際を明らかにせずして、平和維持活動に自衛隊が参加すべきでないとか文民の派遣だけで十分であるとか、主張することはできないのではないだろうか。新聞論調においても平和維持活動に対しては、歓迎はするものの漠然としたイメージしか抱いていないようである。

### (3) 新聞投書による分析

国連平和維持軍のノーベル平和賞受賞以来、各紙の投書欄を調べ、我が国国民の反響、平和維持活動に対するイメージを探ってみた。<sup>(1)</sup>朝日には、10月30日「平和維持軍へ自衛隊参加を」と題する大学教授の投書が掲載され、引き続き、その反論として、11月20日に「平和維持軍へ参加まだ早い」（自営業、65歳）が載った。12月3日には再び同上の大学教授が「平和維持軍は住民守る目的」と題して再反論を試みている。また、読売の10月5日付に「国連平和軍の受賞は大歓迎」（主婦、39歳）が掲載されている。他紙には投書欄に該当するものは見られなかった。国連平和維持軍のノーベル平和賞受賞後、全国紙の二紙に平和維持活動について投書が載ったことは、国民の間にもある程度の反響を呼んだものと言えよう。平和維持活動について関心が持たれ始めていることを表しており、特に、表面的な歓迎のみならず自衛隊の参加問題まで含めて踏み込んだ議論がなされている。

10月30日の投書は、朝日の1日付社説に対する反論である。自衛隊の平和維持軍への参加には二つの意義があると指摘している。その第一は第三世界に多い地域紛争の実質的解決のための、経済力を基礎とした日本の提言に重みを加えることができるとしている。第二に、国連平和維持活動へ

の国民的関心を高めることによって、自衛力、集団抑止力とは異質の国際平和維持力へと、自衛隊の性質転換をはかる契機となるとしている。これに対し、11月20日付投書では、戦前の侵略戦争の反省も未完のまま経済大国となり、今度は軍事力を誇示しようとする日本人の高慢さに、不快と危惧感を周辺国に与えるだけで、近隣諸国が日本の自衛隊を平和維持軍へ参加させて欲しいと望まれるまで待つべきであると主張している。この反論に対し大学教授は、国連平和維持軍の性格について説明し、維持軍は国家目的遂行のためではなく、罪のない住民を守るためのもので、周辺諸国に「不快と危惧」を与えることはありえないと主張している。

このように平和維持軍に対しては国民の中でも様々なイメージをもって理解されており、ときにはそれが誤解されている場合もある。投書による分析も世論調査結果、新聞論調と同様に、平和維持活動に対する理解が不十分で、国民に対して平和維持活動の内容が十分知らされていないことがうかがえる。また、同時に国民の平和維持活動に対する関心は、徐々に高まりつつあることも事実である。

## 2 幹部自衛官の抱くイメージ

次に自衛官の平和維持活動に対するイメージを考察してみたい。これまで平和維持活動に関して、自衛官に対する意識調査、アンケート等は行われていないため、幹部学校指揮幕僚課程第33及び34期の学生151名に対して、平和維持活動に関するアンケート調査を行った。アンケート内容及び結果は表-2の通りである。アンケート調査の結果、いくつか顕著な傾向が現れると考えられる。それでは各設問について分析することとする。

第一の設問「平和維持活動の実態・内容についてご存知ですか」に対して、70.2%が「知らない」（あまり知らない=58.9%、ほとんど知らない=11.3%）と答えている。「よく知っている」と答えたものはわずか0.7%（1名）であった。このことから平和維持活動については、一般国民と同じくあまり

馴染みのないことがうかがえる。

第二の設問「平和維持活動をどのようなものとお考えですか」という質問に対しては、「自衛のための武器を携行し監視、緩衝、調停等に任ずる活動」と答えたものが最も多く約半数の49.0%、次が「必要な武器を携行しある程度の強制力を持って監視、緩衝、調停、平和の維持に任ずる活動」と答えたものが37.7%、「武器を持たずに監視、緩衝、調停等に任ずる活動」と答えたものが9.3%で、「強い強制力を持って監視、緩衝、調停、平和の維持に任ずる活動」と答えたものが最も少なく4.0%であった。第1章において平和維持活動を定義したように、狭義の平和維持活動に該当する答が「自衛のための武器を携行し監視、緩衝、調停等に任ずる活動」（49.0%）であり、同じく停戦監視団活動が「武器を持たずに監視、緩衝、調停等に任ずる活動」（9.3%）である。平和維持活動に対するイメージと実際の活動内容が一致する回答が58.3%であり、残りの半数近くの41.7%が実際の平和維持軍の権限よりも、より大きな強制力を有すると受け止めており、幹部自衛官の中には、平和維持軍が比較的強制力の強い軍隊であるといったイメージを抱えていることが明らかとなった。

第三の設問「現在の戦術教育が平和維持活動に役立つと思いますか」に対しては、「役立つと思う」が35.1%（よく役立つ＝2.6%、ある程度＝32.5%）、反面「役立つと思う」が64.9%（あまり役立つ＝43.7%、ほとんど役立つ＝21.2%）となった。どちらかと言えば戦術教育は平和維持活動に役立つと考えるものが多い。従来の戦術教育に付加して平和維持活動に関する新たな教育が必要であると認識しているものが多い。

第四の設問「現在の指揮幕僚活動が平和維持軍の組織において役立つと思いますか」に対しては、「役立つと思う」が56.9%（よく役立つ＝8.6%、ある程度＝48.3%）、反面「役立つと思う」が43.1%（あまり役立つ＝31.2%、ほとんど役立つ＝11.9%）となった。この調査結果では肯定的意見と否定的意見がほぼ拮抗していると言える。

第五の設問「軍人が本来持っているべき倫理感、即ち闘争精神といった要素が役立つと思いますか」に対しては、「役立つと思う」が70.8%（よく役立つ＝20.5%、ある程度＝50.3%）、反面「役立つと思う」が29.2%（あまり役立つ＝23.9%、ほとんど役立つ＝5.3%）となった。闘争精神あるいは戦勝精神といった軍人の倫理感が平和維持活動に役立つと答えているものが約7割を占めている。平和維持活動の定義からすると武力の使用は必要最少限の自衛のためだけに限定されているので闘争精神といった軍人特有の倫理感はいくら必要ないものであるが、平和維持軍を強制力のある軍隊と受け止めている者が多いため、このような結果となったのであろう。

第六の設問「自衛官にとって平和維持活動がやりがいのある任務だとお考えですか」に対しては、「あると思う」が93.4%（非常にある＝60.3%、ある程度＝33.1%）、反面「ないと思う」がわずか6.6%（あまりない＝5.3%、ほとんどない＝1.3%）である。特に、非常にやりがいがあると答えているものが60.3%にも上っており、幹部自衛官の中で平和維持活動への参加に対する期待が大きく、平和維持活動が自衛隊にとって魅力のある新たな役割であると認識されていることがうかがえる。

最後の設問「自衛隊が派遣されるとしたならば、平和維持活動に参加しますか」に対しては、「参加する」が94.7%（積極的に＝43.7%、命令があれば＝51.0%）、「参加したくない」が5.3%である。幹部自衛官の中で半数弱のものが積極的に平和維持活動に参加すると答えていることは、平和維持活動が自衛官にとってやりがいのある任務であると意識されていることの表れであらう。

アンケート調査結果を総じて分析するならば、平和維持活動の内容・実態についてはあまり精通していないが、イメージとしては実際の平和維持活動よりも強制力のある強い軍隊の活動として受け止められている。また、自衛官にとって平和維持活動はやりがいのある任務で自衛隊が派遣されるならば積極的に参加するものが多いことが明らかとなった。

1 あなたは、平和維持活動の実態・内容についてご存知ですか？	
1 よく知っている	1名 (0.7%)
2 ある程度知っている	44名 (29.1%)
3 あまり知らない	89名 (58.9%)
4 ほとんど知らない	17名 (11.3%)
2 あなたは、平和維持活動をどのようなものとお考えですか？ 下の項目から最も近いイメージのものを選んで下さい。	
1 武器を持たずに監視、緩衝、調停等に任ずる活動	14名 (9.3%)
2 自衛のための武器を携行し監視、緩衝、調停等に任ずる活動	74名 (49.0%)
3 必要な武器を携行しある程度の強制力を持って監視、緩衝、調停、平和の維持に任ずる活動	57名 (37.7%)
4 強い強制力をもって監視、緩衝、調停、平和の維持に任ずる活動	6名 (4.0%)
3 あなたは、現在の戦術教育が平和維持活動に役立つと思いますか？	
1 よく役立つと思う	4名 (2.6%)
2 ある程度と思う	49名 (32.5%)
3 あまり役立たないと思う	66名 (43.7%)
4 ほとんど役立たないと思う	32名 (21.2%)
4 あなたは、現在の指揮幕僚活動が平和維持軍の組織において役立つと思いますか？	
1 よく役立つと思う	13名 (8.6%)
2 ある程度と思う	73名 (48.3%)
3 あまり役立たないと思う	47名 (31.2%)
4 ほとんど役立たないと思う	18名 (11.9%)
5 あなたは、軍人が本来持っているべき倫理感、即ち闘争精神といった	

要素が平和維持活動に役立つと思いますか？

1 よく役立つと思う	31名 (20.5%)
2 ある程度と思う	76名 (50.3%)
3 あまり役立たないと思う	36名 (23.9%)
4 ほとんど役立たないと思う	8名 (5.3%)
6 あなたは、自衛官にとって平和維持活動がやりがいのある任務だとお考えですか？	
1 非常にあると思う	91名 (60.3%)
2 ある程度あると思う	50名 (33.1%)
3 あまりないと思う	8名 (5.3%)
4 ほとんどないと思う	2名 (1.3%)
7 もし自衛隊が派遣されるとしたならば、あなたは、平和維持活動に参加しますか？	
1 積極的に参加する	66名 (43.7%)
2 命令があれば参加する	77名 (51.0%)
3 あまり参加したくない	8名 (5.3%)

### 第3章 平和維持活動の軍事的意義

第1章において本論文に取り上げる平和維持活動とはどういうものを定義するとともに、第2章において一般に受け止められている平和維持活動に対するイメージを考察してきた。それでは、平和維持活動は軍事的にとらえた場合どのような意義を有し、いかなる特色を見出だすことができるのであろうか。従来、軍隊の存在意義は戦争の発生を未然に防止する“抑止”そしてとりわけ、抑止が破綻した場合の“戦争の遂行”（対処力）にあると言われてきた。そうした軍隊の意義の中で平和維持活動はどのように位置付けられるのか、本章において考察してみたい。



## 1 平和維持活動に見る新しい軍隊の役割

### (1) 従来からの軍隊の役割

#### 戦争遂行（対処）

人類の歴史とともに軍隊は存在しており、古来から軍隊の役割は戦争を遂行し、外敵からの侵略に対処することであった。現代においても、抑止が破綻した場合には、国家が頼れる最後の力は軍事力（対処力）である。従来の戦争遂行目的は、クラウゼヴィッツの「戦争論」にもあるように「戦争は一種の強力行為であり、その旨とするところは相手に我が方の意志を強要するにある。……この目的を達成するためには、まず敵の防御を完全に無力ならしめねばならない、そして強力行為という建前から言えば、このことこそ一切の軍事的行動の目標なのである。」と述べ敵戦力の無力化が軍隊の究極の目標としている。これは、今日においても、軍隊が有する最も重要な役割であることに変わりはない。

昭和63年度の防衛白書によれば、その第1章第5節「自衛隊の意義」の中で「侵略の未然防止（抑止）」と「侵略への対処」の二つが自衛隊の主要な役割であると定義している。それによると、「国の安全を確保するためには、侵略を未然に防止することが望ましいが、我が国に対する侵略が全くないと断言することはできない。万一、実際に侵略が生起した場合には、防衛力は、これを排除する上で中核的な役割を果たすものであり、他の手段によっては代替できないものである。」として、戦争対処が自衛隊の本来的役割であることを強調している。

実際、軍学校の教育においても敵を撃破するための戦術及び戦勝のための戦略教育が大きな配当時間を占めていることから明らかである。例えば、陸上自衛隊幹部学校指揮幕僚課程の戦術教育は、全教育時間4096時間に対して2139時間（52.2%）、戦略教育は658時間（16.0%）であり、<sup>(1)</sup>両方を足すと68.2%となる。このように侵略に対処し、戦争に勝利を収めることは現在においても、軍隊の持つ中核的な役割であると言える。

#### 抑止

歴史的に見た場合、戦争対処の基本理念である「ただ勝ちさえすればよい」という戦略に疑問を投げかけたのがリデル・ハートである。彼は、W W IIにおいて、チャーチルやルーズベルトが遂行した全面戦争政策を批判した。こうして、大戦の反省から、第2次世界大戦後、軍隊の有する役割として注目されてきたのが「抑止」である。一般に、抑止には制裁的抑止と拒否的抑止があると考えられている。

制裁的抑止とは、潜在的侵略国に対して同国が侵略を開始すれば、同国に耐えられないような制裁を加えるというおどしによって、同国に恐怖心<sup>(2)</sup>を起させ、ひいては、侵略行為を自制させることである。制裁的抑止を成立させるためには、相手国が耐えられないような十分な制裁力を保持することが必要で、一般に大国が採り得る戦略である。拒否的抑止とは、潜在的侵略国の限定的侵略による特定の戦術目的達成を、拒否する能力を持つこと<sup>(3)</sup>によって、同国に侵略の企図を起させないようにすることである。このため潜在的侵略国の限定侵攻を排除し得るだけの拒否力を保持し、有事即応態勢を維持することが必要である。

戦後の抑止戦略は、主に核報復能力に依存する制裁的抑止であり、一部の中小国において拒否的抑止が採用されてきたと言えよう。いずれにせよ抑止の目的は潜在的侵略国に対してその侵略企図を放棄させ戦争の発生を未然に防止することにある。

先程引用した防衛白書によれば「侵略を未然に防止するためには、外交努力を始めとする各種の努力も重要であるが、それだけで侵略を防ぐことはできず、核兵器を含めた力の均衡に基づく抑止が平和と安定を支えているのが、国際社会の冷厳な現実である。……自衛隊は、日米安全保障体制とあいまって、侵略を未然に防止する抑止力として意義をもつものであるが、このような抑止力は、万一の侵略に際し、独力で、あるいは米軍と共同して侵略を排除できる強い対処力を伴わなければならない。」と記述し

て、戦争対処に加えて、対処力を保持することによって抑止の役割を自衛隊が持っていることを強調している。

以上、軍隊の歴史的経緯、現在の自衛隊の置かれている環境、教育の実施状況から、軍隊が有すると考えられる今日までの役割を振り返ってみたが軍隊の存在意義はこれまで主として戦争遂行（対処力）、そして抑止にあったと言えることができるであろう。それでは、平和維持活動とは、軍隊の役割の中でどのようにとらえることができるのであろうか。

## (2) 平和維持活動にみる軍隊の役割

平和維持活動は国連の発足に伴い、戦後生まれてきた概念であり、地域紛争を解決する一手段として活動してきた。序文で触れたように、国連として最初の平和維持活動は、1948年6月、パレスチナに設置された国連休戦監視機構（UNTSO）であった。以来、約40年の間に、58ヶ国の加盟国から約50万人の兵士が参加し世界各地の約15の紛争地域に派遣され、700名以上にのぼる尊い犠牲者を出しながら平和の維持に貢献してきた。これだけの実績を持つ平和維持活動は、軍隊の新しい役割の一つとして認知されるべきものではなからうか。

前項でも述べた通り軍隊の役割には従来、戦争遂行（対処）と抑止という二つの役割がある。戦争遂行（対処）の目的は、敵に対しての我が意志の強要であり究極的には敵部隊の撃滅である。これに対して、平和維持活動の目的は、敵部隊の撃滅ではなく、紛争当事国の間に入り、緩衝地帯を設けて紛争状態を停止させ、その紛争を戦闘の低い段階に抑制することにある。従って、根本的に戦争遂行（対処）の役割と平和維持活動の役割は異なるものである。また、抑止と平和維持活動との関連においては、抑止の目的は、潜在的侵略国に対してその侵略企図を放棄させ、ひいては、戦争を未然に防止することである。これに対し平和維持活動は、紛争を抑制するという点では、似ているが、本来、抑止は紛争が発生していない状態において、いかに紛争を未然に防ぐか、に力点が置かれ、そのための方策

が追求されるのである。一方の平和維持活動においては、既に生起している紛争をいかに低い段階に抑えるかが重要であり自ずと軍隊としての態様が異なってくるはずである。

次に、平和維持活動に見る軍隊の役割としては、平時における軍隊の存在意義を付与するものとして認知されるべきものではなからうか。戦争対処にしても抑止にしても有事を想定しており、その活動の基本は戦闘行動にある。しかし、実際に現代社会においては、有事という状況は極めて蓋然性が低く、大部分は平時なのである。現代の軍隊にとって、いつ来るかわからない有事に備えて、平時に精強な軍隊を維持することが最も困難な任務となりつつある。その軍隊が存在する大部分あるいは全部の時期に相当するであろう平時において、訓練だけではなく国際社会の平和の維持に貢献できる任務があるとすれば、まさに平時にこれほどやりがいのある任務はないのではなからうか。そして、第2次世界大戦後のイデオロギーに基づく米ソ対決の時代から、対話の時代へと進行しつつある国際環境にあっては、米ソ2超大国が全面的に対決する可能性は減少し、国家における軍隊の地位は相対的に低下するであろうし、また、中小国家の地域紛争が国際政治においてクローズアップされることになるであろう。このように平時における軍隊に存在意義を付与することは国家のみならず軍隊自身を取り組まなければならない課題である。平和維持活動にはこうした平時における軍隊の役割が付与されていることが価値ある意義として注目されるべきものである。

ここで、平和維持活動の意義において注意して考察しなければならないことは、軍隊が副次的に持つ役割としての治安維持任務と、同じものとしてとらえられるものか、という問題である。平和維持と治安維持は、包括的に、ある種の緊張状態を緩和し平常の機能を回復する任務であると、漠然ととらえた場合には両者とも同様の役割を担っていると言うこともできようが治安維持と平和維持には、根本的な相違点がある。治安維持任務は、

通常、武器を持たない自国民に対して武力の威圧をもって体制側の意志を暴徒、民衆に強要しようとするものである。それに対して、平和維持任務は、自国領土外において実際に紛争状態にある地域に赴き、紛争当事国軍隊を相手に平和維持の任務にあたるものである。活動の場、対象とする相手等が異なり、任務を遂行する態度も活動内容も違って来るのである。

平和維持活動の意義は、これまで考察してきたように、戦争遂行（対処）でも、抑止でも、そして治安維持でもなく、紛争状態を停止させその紛争を戦闘の低い段階に抑制することにある。軍隊の役割として、平和維持活動は今までにない新しい概念であることが明らかになったが、それでは、従来の軍隊が有する役割とは異なるものを有する平和維持活動は、どのような特色があるのだろうか、平和維持任務から派生する顕著な軍隊の特色を浮き彫りにしてみたい。

## 2 平和維持活動の特色

### (1) 政治との不可分

平和維持活動を軍事的に眺めた場合、そこにいくつかの特色を見出すことができる。第一の特色は政治との関連が深いことである。軍事と政治との関係は、そもそも密接に絡み合っているものであるが、平和維持活動が軍隊の活動の中でも特に政治と不可分の関係にあるのは、次の理由からである。

第一に、平和維持活動のみにより紛争を解決することはできず、平和維持活動は紛争の平和的解決という政治の延長線上にあるからである。軍隊の役割の中でも、戦争遂行（対処）機能といったものはその軍事力の行使のみにより、ある程度目的を達成することは比較的可能であるが、平和維持活動においては、あくまでも紛争解決の鍵を握るのは政治であり、この活動のみによって紛争を解決するという目的は達成できない。平和維持活動はその解決のためのプロセスに組み込まれており、紛争を根本的に解決

するためには紛争当事者の納得のいく話し合いと紛争原因の除去といった政治的な交渉が不可欠である。確かに、戦争遂行においても戦争の決着が果たしたならば、交渉というプロセスをふむのが手順であるが、それは、戦争の結末が明確であれば、交渉過程は終戦処理の手続き上の処理にすぎないのである。しかしながら、平和維持活動においては、その活動が成功裡に進展しても解決はできず最終的に政治的交渉が不可欠なのである。即ち、平和維持活動は通常の軍隊にもまして、紛争解決のプロセスにおいて政治との関連がより深いということである。

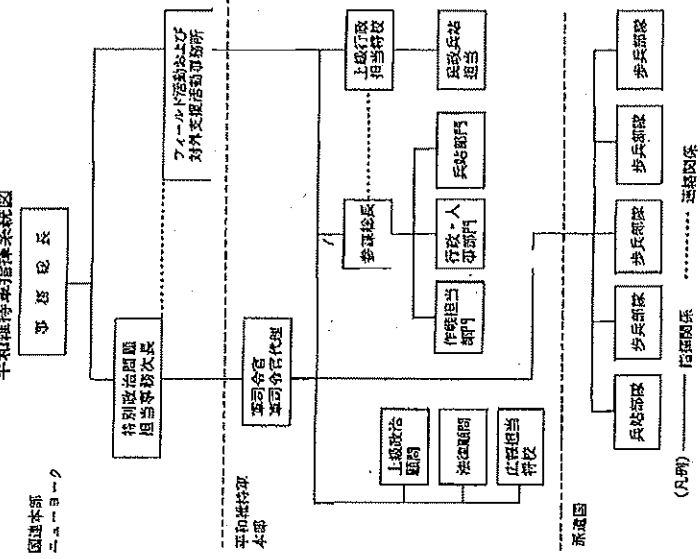
第二に、戦争遂行における軍隊の地位は、敵対する国に対して自国の利害を背景にしているものであり、言替えば、一国の利害を代表しているに過ぎない。ところが、平和維持軍は紛争当事国の中に分け入り、公正・中立を基本とする第三国の軍隊として任務を遂行し、また、国連を代表する機関として行動しなければならない。政治に対する考慮要件が極めて広範、複雑かつ多岐にわたるのは次のことから明らかである。

平和維持活動が政治と密接に関連していることは、表-3にあるように平和維持軍の組織が直接国連事務総長の指揮下にあり、特別政治問題担当事務次長が軍司令官の上級者となっている。また、平和維持軍の幕僚組織には作戦、人事、兵站等の軍事分野のみならず文官の上級政治顧問、法律顧問並びに民政を担当する上級行政将校、広報担当将校が軍司令官の補佐をしている。更に、軍司令官の指名については、事務総長が紛争当事国の同意の下に、安全保障理事会の承認を得ているし、部隊・要員の派遣国についても同様の措置がとられ、政治面での細かい配慮がなされている。

以上のような理由から、通常の軍隊が政治の中に占める役割と平和維持軍が紛争の平和的解決において占める役割とが自ずから異なることは明らかである。平和維持活動と政治との関連を考える上においては、紛争解決のための平和プロセスあるいは政治的和平達成に占める平和維持活動の役割を正しく認識し、かつ平和維持活動の限界を熟知することが極めて重要

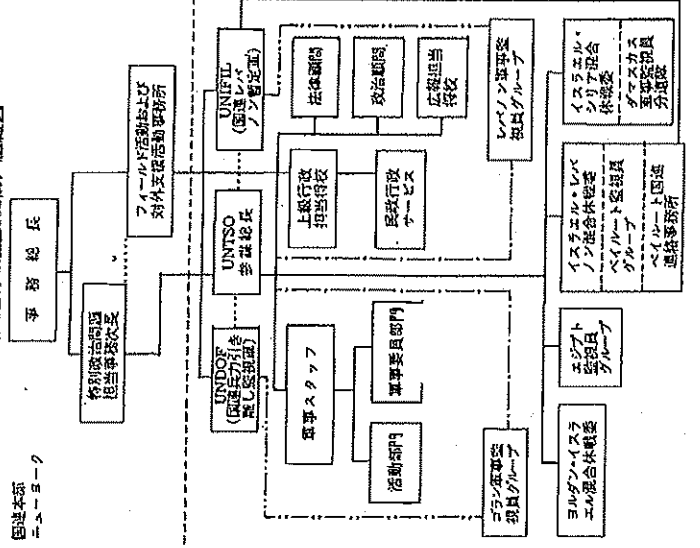
表-3

平和維持軍指揮系統図



国際連合『ブルーヘルメット』(解説社、1985年)より抜粋

UNTSO (国連休戦監視機構) 組織図



(凡例) 実務関係 行政的コントロール下にあるもの

であると言えよう。  
2) 活動の国際性

第二の特色は、平和維持活動の国際性にある。平和維持軍が国際性を帯びていることは、言うまでもなく明らかなことであるが、どのような観点から国際性を有すると言えるのか、あるいは、国際性を有するが故に、いかなる影響があるのであろうか。

平和維持軍が国際性を有するといえる観点は、一つは任務に由来するものであり、二つには国連加盟国の複数の国から国連平和維持軍が構成されていること、即ち、多国籍軍隊の集合体であることであり、最後に平和維持活動が国際世論を背景にしていることである。

まず、任務上の国際性であるが本来、軍隊というものは自国の領土、国民を守るために国家によって維持されている。ところが、平和維持軍の構成部隊は国連加盟国から派遣された各国の軍隊であるため、本来は自国民を守るためにある軍隊が、自国の安全保障とは直接関係のない紛争地域において「国際的秩序の維持」といった任務を遂行していることにある。ここに平和維持軍の特色の一つが浮きぼりにされている。各国軍隊は、自国の防衛を主たる任務としており、そのために常日頃から訓練に励んでいるのである。前項の軍隊の役割の中で考察したように戦争に勝つための戦略・戦術教育が軍学校において、大きな比重を占めている。ところが、平和維持任務における軍隊に要求されているのは、自国の防衛任務とはほとんど関係のない任務を与えられている。こうした、従来軍の任務と平和維持任務のギャップが平和維持活動を大きく特徴付けていると思われる。

国際的秩序の維持という任務は、一見華やかであるが、軍人にとっては実に曖昧なものと言うことができよう。何故なら、民族国家が成立して以来、各国軍隊は自国の領土、国民を守るために保持されており、明確な任務を付与されているからであり、本来、国際秩序の維持という任務は各国軍隊には馴染まないものである。また、軍人は明確に示された任務を忠実

に遂行するように教育されており、国際秩序の維持という漠然とした任務では行動できないものである。要するに国際秩序の維持という任務は、各国軍隊には馴染まないということであり、また、その任務が漠然としており、軍人には受け入れられにくいということが言えよう。従って、平和維持活動においては明確な任務を平和維持軍に付与できるよう、国連安全保障理事会及び事務総長は心掛けておかねばならないのである。

さらに具体的に言うならば、国際秩序の維持任務と国家の戦略目標の繋がりを明確にしておくことが平和維持活動に参加する軍隊にとっては極めて重要であると考えられる。この平和維持任務が自国の戦略目標とどのように結び付いているのかを認識することができれば、軍隊としても将兵を参加させる大義名文がつくものである。例えば、1988年のイラン・イラク停戦に伴い、同年8月20日、国連軍事監視団が派遣された。この際、もし日本が自衛隊を監視団に参加させていれば、自衛隊の平和維持任務は、自国の国家戦略の一つである「中東情勢の安定化」ひいては「石油資源の安定供給」に密接に関連し、国家戦略目標の達成に貢献していることが理解できよう。

これに関して興味深い研究がある。1970年代、キプロスにおいてUNFICYP (United Nations Force in Cyprus = 国連キプロス平和維持軍) と6ヶ月をともに過ごしたチャールズ・モスコスは、次のように述べている。「UNFICYPに派遣された軍人は、時がたつにつれ、徐々に警察軍の概念を受け入れるようになり、兵士達は、平和維持には特殊な技術が要求され、だからこそ軍事力を行使しなくても平和維持任務を達成できると信ずるようになった。興味深いことに、兵士達は同時に“国際主義者”にはならなかった。平和維持に対する彼等の任務遂行の態度は、軍事専門家意識に根差すものである。また、超国家的な政治機構を達成しようとする信念に基づくというよりも、むしろ彼等の平和維持活動の任務は自国の国家政策の反映であるという認識に根差している。<sup>(3)</sup>」

この分析によれば、国際秩序の維持任務は、決して自国軍隊の存在意義と矛盾するものではないことを物語っている。国際秩序維持任務と国家の戦略目標の繋がりを明確にしておくことが何よりも重要である。

次に、平和維持活動が国際性を有するといえる観点の二番目である平和維持軍が多国籍の軍隊によって構成されている点についてである。まず、国連平和維持軍の構成国を表-4により概観してみることにする。1948年に設立された国連パレスチナ休戦監視機構(UNTSO)においては、米ソ仏の常任理事国を含む16カ国、国連レバノン暫定軍(UNIFIL)では、1988年現在、フィジー、アイルランド、ガーナ、ノルウェー、フランス、イタリア、スウェーデン等の9ヶ国から5,560名が参加しており、その他、昨年停戦が合意されたイラン・イラク戦争には、実に24カ国の兵士が停戦監視の任務に就いている。このように平和維持活動には、駐留全期間を通じて平均15カ国の軍隊が一つの平和維持軍を構成していることになる。平和維持軍が多国籍の軍隊によって構成されていることは平和維持活動に複雑な考慮事項を提供している。組織の形態としては、国際的な幕僚機構を有し第三国の先任将校の指揮下で構成する方法がとられている。一般的な平和維持軍の幕僚組織は、軍司令官の指揮下に軍事活動に関する補佐機能として参謀総長以下作戦、行政・人事及び兵站の幕僚部が設置される。このほかに政治的活動の補佐機能として上級政治顧問、法律顧問及び広報担当将校が、そして、政治活動の中でも民政分野は上級行政担当将校が別個に幕僚部を構成している。こうした多数の国の軍隊から成る統合部隊には、平和維持に対する共通の目標を確立することが第一に重要な要素である。各国軍隊の指揮幕僚機能が微妙に異なる中で統合部隊の幕僚組織を編成することは容易なことではない。そのためには、派遣国軍隊どうしの意思の疎通、軍隊相互の理解が必要不可欠である。また、実際の指揮幕僚活動には、国連の考え方を明確に伝えることのできる説得力、派遣された地域に関する政治、経済、文化、風土等に関する専門知識、連絡、調整

にあたり語学力に基づいた交渉能力、国際的儀礼等の能力が要求されるであろう。

最後に、平和維持活動が国際世論を背景にしているという三番目の理由であるが、端的に言えば平和維持軍は、軍隊の本来の機能である武力行使を抑制し、専ら国際世論という武器によって活動していることである。しかしながら、この国際世論という武器は、時には武力よりも強力である場合もある。その先例となったのが、1956年10月に勃発したスエズ動乱の際に活躍した第1次国連緊急軍（UNEF I）である。この動乱は、エジプトのスエズ運河国有化宣言によりエジプト、イスラエル間で戦闘が開始され、続いて英、仏が参戦して紛争が本格化したものである。これに対して国連総会は常任理事国、紛争関係国を除いた中小国から構成される平和維持軍を編成しスエズ地域に派遣した。英、仏両国は、国際的な非難を浴び、結局翌57年3月までにエジプト領から撤退したのである。この背景には、米ソ両大国の圧力もさることながら国連を中心とした活動が紛争を終結に導いた要因となった。

また、昨年9月国連平和維持軍に対してノーベル平和賞が授与されたことから、今後、国連平和維持軍の紛争地域における活動は世界の注目する所であり、平和維持軍が自衛火器以外の武器を持たない軍隊だからといって紛争当事国が迂闊に戦闘行動を再開することはできない情勢になってきていることは明らかである。紛争当事国にとって、国連平和維持軍に対する軍事的挑発行為は国際的な非難を浴び、軍事力行使によって得られる利益よりも国際社会において失うものの方が大きい場合もあることを認識することになろう。

ここで考慮すべきことは、平和維持軍が国際世論の支持を引き続き獲得していくためにはそれなりの厳しい原則を自らに課さなければならないということである。その活動の原則は、いずれの紛争当事者に対しても公正、絶対中立かつ内政不干渉でなければならないことである。この原則が反古

平和維持軍の構成国

表-4

国連加盟時期	地域区分	国名	機 構	休戦監視機構	印・パ軍事監視団	第1次緊急軍	レバノン監視団	コンゴ国連軍	西イリアン保安隊	イエメン監視団	キプロス平和維持	ドミニカ総維持使	印・パ監視団	第2次緊急軍	兵力訓練監視軍	レバノン暫定軍	ア・パ仲介ミッション	イラ・イラ監視団	
																			○
49年までの加盟国	西 欧	ベルギー		○	○														
		デンマーク		○	○	○	○	○		○	○							○	○
		フランス		○													○		
		英 国						○			○								
		オランダ		○		○	○		○			○				○			
		ノルウェー		○	○	○	○	○		○							○		○
	東 欧	スウェーデン		○	○	○	○	○		○	○				○		○	○	○
		ポーランド									○		○	○	○			○	○
		ユーゴ				○		○		○									○
	北 米	ソ 連		○				○											
		米 国		○		○		○	○										
	中 南 米	カナダ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		パナマ									○				○				
		アルゼンチン		○			○												○
		ブラジル			○		○					○	○						
		チリ		○	○		○												
		コロンビア				○		○											
		エクアドル					○					○							
		ペルー					○								○	○			
		ウルグァイ			○														
ベネズエラ													○						
大 洋	蘇 州		○	○						○	○							○	
	ニュージーランド		○	○		○				○	○							○	
ア ジ ア	ビルマ						○	○					○						
	インド				○	○	○			○								○	
	ネパール					○							○	○		○	○		
	パキスタン						○	○	○										
ア	フィリピン					○													



に見られるのが平和維持の強制である。この場合、平和維持目的達成のため限定的な力の行使が認められ、比較的大規模の部隊で構成されることになる。国連平和維持軍は今日まで、非強制的側面を代表する平和の保障、仲裁、緩衝といったプレゼンスと監視任務を主体とした活動をしている。例外的に、コンゴに派遣されたONUCが強制力を伴う治安維持任務にあたった。

監視、巡察、仲裁、交渉、説得、緩衝任務という消極的な軍事活動は、派遣された各国軍隊に少なからず影響を及ぼす。軍隊は、本来、軍事力の行使により相手を屈伏させるよう訓練されている。消極的な任務を長期間遂行することは、派遣された部隊にとって忍耐を要求されることであり、部隊の士気を粗喪させる可能性がある。これには、平和維持活動に関する事前教育とりわけ一般の軍事行動とは異なる監視、巡察、仲裁、交渉、説得、緩衝任務といった軍事行動について教育する必要がある。また、平和維持活動にとって主たる対象地域となる第三世界地域における地域の特殊性から勤務期間に対する配慮、広報、郵便、参加国軍隊間及び現地との文化交流、健康管理、安全管理等の継続的な士気高揚施策が要求される。

武器の使用を限定していることについては、これまで何度も自衛のため以外に武器の使用を認めていないことを述べてきたが、ここでその内容について考察する。キプロス内戦に際して派遣された平和維持軍の場合にはウ・タント国連事務総長の「覚書き」の中で、「自衛の原則」という別個の表題を設けて武力行使の許される範囲について詳細に規定している。それによれば、平和維持軍の兵員は武力行使のイニシアチブをとってはならない。武力行使は自衛の場合のみに許されるとして、「自衛とは、武力攻撃を受けた国連軍駐屯地、構内及び車両の防衛の場合、及び武力攻撃を受けた平和維持軍構成員の救援の場合」の二つの場合に限定している。また、自衛の要件として、「自衛のための行動をとる場合には、最少限の武力行使の原則が常に適用されねばならず、説得による平和的手段がすべて

効を奏しなかった後に武力行使が行われるものとする。こうした状況の下で武力行使を行うかどうかの決定は、現地指揮官の判断にかかっている。」と規定している。自衛の態様については、「武力行使に訴える必要のある場合、できれば事前の警告を行わねばならず、自動火器の使用は、特別の緊急の場合のほか許されない。また、発砲はその直接の目的を達成するために必要な間だけ継続しうる」としている。このように、武力行使については詳細に規定しており、この原則は他の平和維持活動地域においても適用されている。

#### 第4章 平和維持活動の実際

##### —シナイ国際監視団の事例を通じて—

第3章では平和維持活動の軍事的意義、特色等の理論的な側面を考察してきたが、本章では平和維持活動の実際について分析してみたい。第2章で考察したように幹部自衛官の平和維持活動に対するイメージは、従来の軍隊とは戦術、指揮幕僚活動面においてやや異質で、ある程度の強制力を持つ活動と認識され、自衛官にとってやりがいのある任務であるというイメージが強かった。果たして平和維持活動に対するイメージと活動の実際は一致しているのだろうか。そこで、実際にシナイ半島において平和維持活動の任務に従事した米軍将兵のアンケート調査結果に基づいて、平和維持活動とは軍人にとっていかなるものか考察してみよう。

シナイ国際監視団 (Multinational Force & Observers : M F O) は、1979年3月のキャンプ・デービッド合意に基づいてイスラエル、エジプト両国が監視団の受け入れを同意して1981年に編成されたものである。当初国連の組織として派遣が予定されていたが安全保障理事会において合意に至らず、米国を含む複数の国が、国連平和維持軍と同じ権限を持って組織して派遣したものであった。米国は当初、陸軍の中でも、訓練十分で最精鋭といわれる第82空挺



師団の1コ大隊を派遣し、6ヶ月後第101空挺師団の1コ大隊と交替した。

表-5がFort Bragg所在の第82空挺師団の一部がSinai MFOに派遣されている期間において、派遣部隊、ジャングル訓練部隊及び残留部隊に対して行ったアンケートの調査結果をまとめたものである。Fort Braggから実際にシナイに派遣された空挺歩兵中隊、同期間中派遣されずにジャングル戦闘訓練を実施した中隊、そして同期間中派遣されずにFort Braggに残留していた中隊をサンプルとして調査している。この調査は、ウォルター・リード陸軍研究所の客員研究員、デビッド・シーガル教授が中心となって行ったものであり、陸軍の中で最精鋭と言われる空挺兵が、平和維持活動のような消極的任務に適するものなのかどうか、あるいは、目標に対するあくなき闘争心を有している空挺兵の心情と平和維持軍の倫理とは両立するものなのかどうかを論文の中で考察している。以下、設問にしたがって分析する。

「軍事訓練を十分に受けた兵士にとって、平和維持任務には更に特殊な技能が必要か」という質問に対して、いずれの部隊も80%近くがそのような訓練が必要であると回答している。シナイ派遣部隊は、任務終了後において、必要であるという意見が低下しているが、それでも50%のものが平和維持活動には特別な訓練が要求されると答えている。

「武力を行使しないで平和維持活動の任務が有効に実施できるか」という質問については、派遣部隊が63%から72%に、その他の部隊も増加している。この回答からは、武力を使用しなくても平和維持任務が達成できると判断できる。

「シナイ半島における監視任務と同様な平和維持活動が興味深く、また魅力的なものであるか」という問に対しては、派遣前には派遣部隊と残留部隊の約87%がそう思うと答えている。しかし、肯定的な意見は、派遣部隊では逐次低下して59%になっているのに対しジャングル訓練部隊は低下していない。

「平和維持軍の一部を構成していることは、82空挺師団の兵士が遂行すべき任務の一つであるか」という質問に対しては、派遣部隊では75.2%が肯定しているが、派遣間に顕著に下がり47.4%に低下している。反面、ジャン

表-5  
平和維持活動に対する態度の変化

部 隊	場 所	時 期	A 中 隊		B 中 隊		C 中 隊				
			シナイ半島		フォート・ブラッグ駐屯地		ジャングル演習場				
			派遣前	派遣中	派遣後	同	同	左			
「軍事訓練を十分に受けた兵士にとって、平和維持任務には更に特殊な技能が必要か」			81.1	53.2	50.0	88.7	82.4	78.9	70.8	74.6	75.5
			62.7	82.1	72.0	49.2	51.0	57.7	53.0	62.1	46.9
「自衛のため以外の武力を行使しないで平和維持活動の任務が有効に実施できるか」			87.1	56.6	58.9	86.9	70.7	70.2	67.2	68.6	71.3
			75.2	47.4	54.9	62.7	64.6	72.0	49.3	71.8	60.0
「シナイ半島における監視任務と同様な平和維持活動に興味深く、また魅力的なものであるか」			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1
			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1
「平和維持軍の一部を構成していることは82空挺師団の兵士が遂行すべき任務の一つであるか」			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1
			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1
「平和維持任務は軍人の経歴にとってやりがいのある輝かしいものであるか」			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1
			66.4	60.3	48.0	37.1	52.5	50.5	42.4	54.4	54.1

\*数値は質問に対して肯定的な回答をしたものの%である。  
David R. Segal etc. 「Paratroopers As Peacekeepers」より抜粋

## 第5章 結 論

ゲル訓練部隊では49.3%から60.0%に上昇している。

最後に、「平和維持任務は軍人の経歴にとってやりがいのある輝かしいものであるか」という質問に対しては、派遣部隊が最も高く66.4%であったが、派遣後には48.0%に低下している。他のグループでは30~40%であったものが反対に過半数に上昇している。

総合的に評価してみれば、シナイ半島に実際に任務についた将兵にとってみれば、平和維持任務は、当初思ったほど興味深く、やりがいのあるものではないということである。反面、残留部隊や訓練実施部隊にとってみれば平和維持活動は所属部隊が遂行すべき任務の一つと考え、また、兵士にとってやりがいのある任務であると思う比率が増加している。このように、平和維持活動に対しては、実際に参加した将兵の自己評価と、参加できなかった将兵の第三者の評価には、ずれが生じることが判明した。これは、自分では正当に評価できなくても、第三者からみると立派な功績であるのと同じ現象であろう。

幹部自衛官の平和維持活動に対するイメージと本章の結果を対比して考察するならば、戦術教育面においては、平和維持活動にとって、従来の戦術に付加して、ある程度新たな教育が必要となると予測しているのに対し、実際に派遣された部隊においても特別な教育訓練が必要であるとしている。こうしたことから、平和維持軍の派遣に当たっては、実際に派遣国が行っているような事前教育が必要であることを物語っている。闘争心といった軍人の倫理感については、自衛官の70%が伝統的な軍人の倫理感が平和維持活動に役立つと答えているのに対して、派遣された空挺兵にとってみれば、闘争心の強い精鋭部隊の任務ではないと答えているものが多く、対照的な結果となった。活動の実際面においては、自衛官が想像しているほど、強制力（武力の行使）は必要ではなく、また、自衛官が90%以上やりがいがあると答えた平和維持任務も、参加した将兵にとっては、考えているほど興味深くやりがいのあるものではないということが明らかになった。

これまで平和維持活動の軍事的意義及び活動の実際について分析してきたが、こうした認識に立って自衛隊を派遣する場合には、自衛隊にとって第3章で考察したような軍事的意義を有すると考えられる。即ち、従来の軍隊が主として担ってきた戦争遂行及び抑止という役割に加えて、発生した紛争を低レベルの紛争状態に抑制するという役割を担うことになるのである。さらに、国家における軍事力の地位が相対的に低下することが予想される将来において、平和維持活動に従事することは、平時における自衛隊の存在意義を付与し、自衛隊の役割の拡大をもたらすとともに国際性を付与することになる。

しかしながら、第2章「平和維持活動に対するイメージ」において、自衛官は平和維持活動を極めて積極的にとらえ、ある程度の強制力を持ち、やりがいのある任務であると認識しているのに対して、第4章において触れたように平和維持活動は表面的にノーベル平和賞受賞に見られるような華やかなものではなく、活動の実際は単調で忍耐を要求される地味な活動であることが明らかとなった。このため、平和維持活動に対する甘い幻想や過度の期待は控えるべきで、平和維持活動が自衛のため以外の武器の使用を必要としないものであり、また、第3章でも指摘した通り平和維持活動のみでは紛争の根本的解決はできず、あくまで地域紛争の政治的解決のための一過程であることを認識することが重要である。

第3章の平和維持活動の特色で指摘したように、自衛隊を平和維持活動に派遣する場合には、以下の事項を考慮すべきであることが明らかである。まず第一に平和維持活動の地位付けを明確にすることである。先程も述べた通り、政治的和平達成に占める平和維持活動の役割を正しく認識し、活動の限界を熟知することが重要であると言えよう。次に、平和維持任務と国家の戦略目標の繋がりを明確にしておくことである。日本が諸外国と友好関係を維持発展させて通商国家として生きてゆくことが日本の国家戦略といっても過言ではないだろ

う。そうした場合、国連を中心とする平和維持活動は日本国憲法の精神に沿うものであり、また、国連の活動を支持するという「国防の基本方針」にも合致するものである。最後に、平和維持活動が従来の軍隊にはない特殊な任務につくことから、平和維持活動に関する事前の教育が必要となるであろう。学校においては、戦いに勝つための戦術教育が主体となっているが、今後、それに付加して、平和維持活動の軍事的内容及び平和維持活動に関連した政治、外交、多数国間交渉等の教育準備が望まれるであろう。

将来自衛隊においても国連平和維持軍への派遣を真剣に考えるべき時が必ず来るであろうが、これまで考察してきた平和維持活動の軍事的意義及び考慮事項を十分踏まえた上で、初めて派遣の意義と可能性が見出だせるものとする。

(1尉 内局)

#### 註

はじめに

- (1) 自衛官の平和維持活動に関する論文としては、杉原 真太郎「国連平和維持軍と自衛隊」(『防友』昭和60年3月号)がある。

#### 第1章

- (1) 高野 雄一「法的にみた国連軍の性格と変遷」(『国際問題』No159、1973年6月) p 6~7  
(2) 香西 茂「国連の平和維持活動と国連軍」(『国際問題』No74 1966年5月) p12  
(3) 国際連合憲章の抜粋(第40条~第43条)

#### 第40条

事態の悪化を防ぐため、第39条の規定により勧告をし、又は措置を決定する前に、安全保障理事会は、必要又は望ましいと認める暫定措置に従うように関係当事者に要請することができる。この暫定措置は、関係当事者の権利、請求権又は地位を害するものではない。安全保障理事会は、関係当事者がこの暫定措置に従わなかったときは、そのことに妥当な考慮を払わなければならない。

#### 第41条

安全保障理事会は、その決定を実施するために、兵力の使用を伴わないいかなる措置を使用すべきかを決定することができ、且つ、この措置を適用するように国際連合加盟国に要請することができる。この措置は、経済関係及び鉄道、航海、航空、郵便、電信、無線電信その他の運輸通信の手段の全部又は一部の中断並びに外交関係の断絶を含むことができる。

#### 第42条

安全保障理事会は、第41条に定める措置では不十分であろうと認め、又は不十分なことが判明したと認めるときは、国際の平和及び安全の維持又

は回復に必要な空軍、海軍、又は陸軍の行動をとることができる。この行動は、国際連合加盟国の空軍、海軍又は陸軍による示威、封鎖その他の行動を含むことができる。

#### 第43条

- 1 国際の平和及び安全の維持に貢献するため、すべての国際連合加盟国は、安全保障理事会の要請に基き且つ1又は2以上の特別協定に従って、国際の平和及び安全の維持に必要な兵力、援助及び便益を安全保障理事会に利用させることを約束する。この便益には、通過の権利が含まれる。  
2 前記の協定は、兵力の数及び種類、その出動準備程度及び一般的配置並びに提供されるべき便益及び援助の性質を規定する。  
3 前記の協定は、安全保障理事会の発議によって、なるべくすみやかに交渉する。この協定は、安全保障理事会と加盟国との間又は安全保障理事会と加盟国群との間に締結され、且つ、署名国によって各自の憲法上の手続に従って批准されなければならない。

#### 第2章

- (1) 調査した新聞は朝日、読売、毎日、産経、日経の五紙で、調査期間は1988年10月1日から1989年1月31日までである。

#### 第3章

- (1) 昭和63年度の幹部学校課目別教育時間配当による。戦術には、自主研究時間(483時間)を含めている。

4096時間の内訳は、防衛教養351時間(8.6%)、戦術658時間(16.0%)、戦術2139時間(52.2%)、戦史401時間(9.8%)、英語220時間(5.4%)、その他327時間(8.0%)となる。

- (2) 詳しくは、リデル・ハート「近代軍の再建」神吉三郎訳(岩波書店、昭和19年)の第7章「ナポレオン式誤謬」を参照  
(3) 近藤三千男「抑止戦略—戦争抑止理論と実際—」(原書房、昭和54年) p 3  
(4) 同上、p19  
(5) David R. Segal, Katharine Swift Gravino「Peacekeeping As a Military Mission」(『The Hundred Percent Challenge』) p47  
(6) 実際の派遣国の事前訓練の例について紹介する。

スウェーデンにおいては、兵に対して二週間、下士官及び将校に対して四週間の訓練を実施している。訓練内容は平和維持活動の特殊な性格を考慮して生まれ、一定地域での法と秩序の維持、巡察、警備任務に関する実習のほか、国際連合の目的、遵守すべき国際法規、現地住民との関係などの講義である。また、参謀部将校や監視要員には、毎年四週間の特別教育が施される。その内容は国連平和維持活動の諸問題、平和維持活動の各種任務及び英語教育に関する講義である。

デンマークにおける訓練もスウェーデンのそれと同様の期間で実施され、派遣を予想される地域の政治、人種、衛生状態の知識や国連の機構目的に関する教育のほか、新しい装備の操作法、パトロールに必要な訓練が施される。この際、特に重視されているのは国連の平和維持活動における任務が通常の軍事行動と異なる点を将兵に徹底させることである。

#### 第4章

- (1) David R. Segal, Jesse J. Harris, Joseph M. Rothberg, David H. Marlowe「Paratroopers As Peacekeepers」(『Armed Forces & Society』Vol.10, No, 1984 Summer)